

行政手続における 自己負罪拒否特権の適用(一)

安 井 哲 章

- 一 問題の所在
- 二 Required Record Doctrine の形成
 - 1 United States v. Sullivan
 - 2 Shapiro v. United States
 - 3 Albertson v. Subversive Actives Control Board
 - 4 検討
- 三 Required Record Doctrine の具体化
 - 1 Marchetti v. United States
 - 2 Grosso v. United States
 - 3 Haynes v. United States
 - 4 検討
- 四 バランシング・アプローチの台頭
 - 1 California v. Byers
 - 2 検討 (以上本号)
- 五 バランシング・アプローチの発展
 - 1 Baltimore City Department of Social Services v. Bouknight
 - 2 検討
- 六 結 論

一 問題の所在

合衆国最高裁は1990年の Baltimore City Department of Social Services v. Bouknight 判決において、裁判所の命令に従って子供を監護する母親は、

合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権を主張して、子供の提出を拒むことは許されないと判示した⁽¹⁾。その際、合衆国最高裁は行政手続における自己負罪拒否特権の適用を規律してきた Required Record Doctrine とバランシング・アプローチに依拠して、母親の自己負罪拒否特権の主張を退けた。

従来、Required Record Doctrine の適用範囲は、業務文書 (business documents) に限定されていた⁽²⁾。そのため合衆国最高裁は Bouknight 判決において、Required Record Doctrine の適用範囲を大幅に拡大したと評されている⁽³⁾。また、本件では、親の合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権と、子供の健康・安全・福利を守る国の利益とが対立している。これに関して合衆国最高裁はかつて California v. Byers 判決において、憲法上の権利と社会の利益を衡量する際に、どちらの利益も軽率に取り扱うことはできないと判示していた⁽⁴⁾。

Bouknight 判決は行政手続における自己負罪拒否特権の適用に関して従来議論されてきた問題を数多く含んでいる。これは、提出対象物が文書でないため Required Record Doctrine をストレートに適用することができず、先例が用いてきた判断枠組を総動員する必要があることに由来する。このように Bouknight 判決は行政手続における自己負罪拒否特権の適用に関する判断枠組を集大成した判断なので、本件を分析することで、Required Record Doctrine が妥当する範囲やバランシング・アプローチを支える理論構成を検討することができる。

そこで本稿は、まず最初に、Bouknight 判決にいたるまでの先例を概観し、行政手続における自己負罪拒否特権の適用に関する判例の変遷を検討する。ただし、Required Record Doctrine の形成過程に検討を加えることにとどまらず⁽⁵⁾、より広く、行政手続の中で自己負罪拒否特権の主張を認める／認めない際には、今日ではどのような思考や理論構成が採られるのかを分析することが本稿の狙いである。そのため、判例が用いた判断枠組を比較検討し、整理するだけでなく、個別具体的な事案に対してどのような理由づけを伴う判断を下したのかを検討する。したがって、事案によっては相当詳しく事実の概要を紹介したものもある。

結論的には、個々の法理を適用する際の条件づけに違いはあるものの、合衆国最高裁は行政手続における自己負罪拒否特権の適用に関して、首尾一貫した思考に裏づけられた理論構成を示していることを論じる。すなわち、「行政機関が、行政処分その他の法律上の権限を適正に行行使するためには、その前提となる事実ないし情報の収集・分析が必要である⁽⁶⁾」ことを認める一方で、個人に認められている憲法上の利益も尊重すべきという思考⁽⁷⁾である。つまり、行政の側に関しては、行政目的が正統であるとしても、この目的を実現する手段が妥当なものであることを要求している。以下、先例の分析を通して、行政手続における自己負罪拒否特権の適用を判断する際には、目的と手段の首尾一貫性を問う思考方法が採用されていく過程を論じる。

二 Required Record Doctrine の形成

文書と自己負罪拒否特権の関係について、アメリカ合衆国では Boyd 判決以降100年にわたる判例の蓄積を経て、Collective Entity Rule と Act of Production Rule が文書提出命令を規律する法理となっている⁽⁸⁾。合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権は文書の内容を保護するものではなく、文書提出行為が証言としての性格を有する意思伝達と評価される場合に、自己負罪拒否特権の保護の対象になり得る (Act of Production Rule)⁽⁹⁾。しかしながら、提出対象文書が組織の文書である場合、この文書に関して、組織及びその代表者は合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権を主張することが許されない (Collective Entity Rule)⁽¹⁰⁾。このように、自己負罪拒否特権は合衆国憲法第五修正で規定されている基本権であるが、この特権による保護を制限する例外法理も確立しているのである。

上記二つの判断枠組を巡る判例の展開と密接に関連するが、しかしまた別の関心から自己負罪拒否特権を制限する Required Record Doctrine も判例上確立している。この法理によると、たとえ文書を通しての意思伝達が有罪を支えるに十分なほど負罪を導くものであっても、特定の状況下では

政府の役人と文書を通しての意思伝達が義務づけられる⁽¹¹⁾。すなわち、政府の行政規制制度に従って記録・保管され、かつ公的性質を備えた文書は、合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権による保護の範囲外におかれ、提出義務が課されるのである。

本章では、行政手続における自己負罪拒否特権の適用が争点となった初期の判例を三件取り上げ、Required Record Doctrine の誕生を論じる。Required Record Doctrine を理解する上で最も重要な判断であり、嚆矢となったのは Shapiro 判決であるが、法廷意見は Required Record Doctrine を適用する上での判断枠組みを具体的には示していない点が注目に値する。

1 United States v. Sullivan⁽¹²⁾

[事実の概要]

本件は、最高裁で行政手続における自己負罪拒否特権の適用を取り上げた初期の判断である。所得税申告を故意に怠ったことを理由に有罪判決が下された Sullivan が、申告を適切に行うと禁酒法で禁止されている酒類密売を明らかにすることになると主張した事例である。第四巡回区 Court of Appeals は Sullivan の主張を容れ、被告人は合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権によって保護されると判断したが、合衆国最高裁は Sullivan の立論を退けた。

[判旨・法廷意見]

・Holmes 裁判官執筆の法廷意見

申告書が要求している回答が自己負罪拒否特権の主張を正当化し得るものである場合、被告人はこの異議申立てを申告書の中で行うことが出来たのであり、自己負罪拒否特権を根拠に、あらゆる所得申告を拒むことはできない。合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権は、所得が犯罪によって得られたことを理由にその総額の申告拒否を認めていると理解するのは、荒唐無稽とまではいかないものの、合衆国憲法第五修正の極端な適用と言わざるを得ない。

2 Shapiro v. United States⁽¹³⁾

[事実の概要]

申請人 William Shapiro は、緊急価格統制法の下で営業免許を受けていた青果卸売業者である。申請人は同法に違反して抱き合わせ販売 (tie-in sales) を行ったとして起訴された。申請人は、同法202条(g)項の免責規定により訴追免除されていると主張して訴棄却抗弁 (plea in bar) を提起したが、公判裁判所はこれを退け、有罪判決を下した。⁽¹⁴⁾ 第二巡回区 Court of Appeals も原判決を確認した。

申請人の主張をまとめると、次のようになる。申請人は文書提出命令の送付を受け、請求書の写し、帳簿、在庫記録、販売記録等の提出を義務づけられた。申請人はこの文書提出命令に従ったが、合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権を主張した。これに対して、政府は抱き合わせ販売を理由に申請人を起訴した。政府の捜査・訴追は提出文書から得られた情報に基づいているので、申請人は、緊急価格統制法の免責事項によりこの訴追は禁止されると主張していたのである。

第二巡回区 Court of Appeals によると、緊急価格統制法の免責条項が適用されるのは、提出対象文書に関して、申請人が自己負罪拒否特権の主張を適切に行った場合に限られる。申請人は緊急価格統制法下の有効な規則によって文書の記録・保存が義務づけられているので、これらの文書は私的な文書ではなく、合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権の適用の外に置かれる「公的」な文書となったと判示した。

[判旨・法廷意見]

・Vinson 首席裁判官執筆の法廷意見

申請人は、第二巡回区 Court of Appeals の判断よりも免責の範囲を広く解釈した方が、緊急価格統制法の適用を受ける私企業の帳簿と記録の開披を確保するという議会の意図と合致すると主張している。この主張を支えるため、申請人は、202条は情報の入手を目的としているに過ぎないとも主張している。しかしながら、緊急価格統制法の文言と立法経緯に照らす

ならば、議会は、価格統制官に対して文書を開披するよう法的に義務づけられた個人に免責を付与することによって、提出文書を法執行のために使用するのを妨げることを意図したのではない。202条の文言から明らかのように、文書の保存義務と検査義務は、単に情報入手を狙いとするだけでなく、それによって法執行を支えることを狙いとしているのである。

202条の立法経緯（議会における審議）に照らすことで、本条で用いられている文言の意味を正確に理解することができる。すなわち、価格統制官に文書の記録と保存を要求する権限を付与する条項は、過剰であるとして一旦修正された。しかしながら、第二次世界大戦勃発という戦時の緊急事態を直視して、この価格統制法を実効あらしめるため (to put teeth into the Act)、価格統制官の検査権限を強化し、明確なものにし、目的に適合させることが喫緊の課題とされた。また、免許条項も一度は削除されたが、免許制度は価格統制の執行上重要な要素なので、再度価格統制法に組み込まれたのである。したがって、議会は202条(g)の免責条項によって、自己負罪拒否特権の保護が及ばない文書の保管者に刑事免責を付与することによって、犯罪に心付けを渡すことを意図していたと考えることはできない。議会は、本法の免責の範囲を、情報の提供にボーナスを与えるほど広いものとしては意図していないのである。

合衆国最高裁の先例である Wilson 判決は、「政府の適切な規制対象となる取引に関する情報を入手し、規制の執行を効果的に確保するために、法律によって記録・保管が義務づけられている文書には、私的な文書に保障される自己負罪拒否特権による保護が及ばない」と判断した。したがって、例えば作成者の私的利益のためではなく、公共の利益あるいは公的な検査のために記録・保管が義務づけられている業務文書は、公的文書とされてきたのである。このような Required Record Doctrine は、本件の文書にも等しく当てはまる。

本件記録は、申請人が緊急価格統制法下の免許所有者として記録・保管が義務づけられた文書なので、公的性質を備えている。したがって、統制官が文書提出命令を用いて入手した場合、これは本法202条(b)に従って

適法に入手されているので、証拠として許容される。

・Frankfurter 裁判官の反対意見

ほとんど大雑把とってよい方法で、合衆国最高裁は以下のように不必要な判断を下した。すなわち、議会在個人に対して、業務内容を文書に記録し保管することを義務づけた場合、この個人が政府の規制に服するとの理由で、このような文書すべてが公的文書になるとするならば、このような文書は全て、事実上合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権による保護の範囲外に置かれることになる。

常に法律によって記録・保管義務が課されるだけで、文書が公的文書になるというのならば、私たちはガラスでできた家の中に住んでいるといっても過言ではない。

3 Albertson v. Subversive Activities Control Board⁽¹⁵⁾

[事実の概要]

本件は、申請人に共産主義団体の構成員としての登録と登録陳述書の提出を義務づける命令が、合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権に違反するかが争点となった事例である。

破壊活動規制委員会 (Subversive Activities Control Board) は、共産主義団体に対して司法長官への団体登録を義務づけているが、アメリカ合衆国共産党はこの義務を履行しなかった。そのため、破壊活動規制法 (Subversive Activities Control Act) で義務づけられている構成員名簿も提出されないままになっていた。この場合、同法は、個々の構成員が各自で登録を行い、登録陳述書を提出すると定めていた。これもなされない場合には、同法により、司法長官は同委員会に対して、構成員に登録を義務づける命令の発布を申し立てることができる。本件申請人からの登録もなされなかったため、同委員会は司法長官の申し立てに基づき、申請人に対する証拠審査の結果共産党員であると認定し、登録命令を下した。申請人はコロンビア特別区巡回区 Court of Appeals に不服審査を申し立てたが、同裁判所

は委員会の命令を確認した。合衆国最高裁がサーシオレイライを認容した。

[判旨・法廷意見]

・Brennan 裁判官執筆の法廷意見

登録により、申請人に負罪の危険が発生することは火を見るよりも明らかである。登録は、共産党員であることの自認を義務づけるものである。党員であることの自認は、スミス法 (Smith Act) あるいは破壊活動規制法に基づいて登録者を訴追するのに用いられる可能性がある。合衆国最高裁はこれまで、単に共産党との結びつきがあるだけで、自己負罪拒否特権の主張を支える訴追のおそれを十分に示していると判断してきた (Patricia Blau 判決, Irving Blau 判決, Brunner判決, Quinn 判決を引用)。これらの事例は、証言台に立った証人に対する質問に関する判断であるが、共産党員であることの自認を口頭による証言で義務づけることが禁止されるならば、憲法の目的に照らしてみても、書面による義務づけとどこが異なるのか説明がつかない。登録書に記入し提出することで登録の完了を義務づけることは、合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権条項による保護に正面から反する。

登録書による共産党員であることの自認と同様に、登録陳述書で要求される情報 (登録者が所属する組織, 登録者の別名, 出生地及び誕生日, 組織内の役職システムと役割のリスト) も、刑事訴追において証拠として使用される可能性がある。合衆国政府は Sullivan 判決に依拠して、申請人は自己負罪の危険のある条項について回答を拒むことができるが、登録陳述書そのものの提出を拒否することはできないと主張している。これは、Sullivan 判決の誤った適用である。すなわち、Sullivan 判決において、納税申告書の質問事項は中立的であり、かつ、一般公衆に向けられたものであった。これに対して本件における質問事項は、高度に選別された犯罪行為の本来的な被疑者グループ (a highly selective group inherently suspect of criminal activities) に向けられている。申請人の異議申立ては、その本質が科刑を目的としていない行政上の規制領域における調査に対してなされ

ているのではなく、刑罰法規が浸透している領域における調査に対してなされたものである。そこでは、登録書式のいずれの質問事項に対する返答も、申請人を犯罪の重要要素の自認へと追い込むことになり得るのである。

4 検討

Shapiro 判決が、Required Record Doctrine を理解する上で最も重要な判断である点に異論はないが、判決文を見て明らかなように、Required Record Doctrine を適用する上での判断基準を具体的に示していない。むしろ、Vinson 首席裁判官執筆の法廷意見は、緊急価格統制法202条(g)の免責条項の解釈に多くの紙幅を割いており、Required Record Doctrine を適用する上で発生する憲法問題、すなわちこの法理と自己負罪拒否特権の関係については多くを語っていない。合衆国最高裁にとって、本件はあくまでも緊急価格統制法の解釈・適用に関する判断なのである。今日 Required Record Doctrine, あるいは Shapiro 判決法理と呼ばれている判断枠組は、Shapiro 判決自体が提示したのではなく、後の諸判断が Shapiro 判決を整理した成果と理解する方が正確であろう。Shapiro 判決は Required Record Doctrine を生んだ判決であるが、原型を形作ったということである。今日の Required Record Doctrine は、1968年のいわゆる「三部作判決」まで待たなければならないのである。⁽¹⁶⁾ 緊急価格統制法の解釈に関して、物価を統制するという法の目的が正統である点に異論はない。そして、価格統制官に権限を付与する本件条項は、この目的を達成させるために組み込まれたものである。第二次世界大戦勃発という緊急時の手段として妥当であるとされた。ここにおいても、目的と手段の首尾一貫性を問う姿勢を見出すことができる。このように、法廷意見は本件を緊急価格統制法の事例と見ているのであって、Required Record Doctrine の原型を形作ったのは Frankfurter 裁判官の反対意見であると言えよう。

自己負罪拒否特権の主張を退ける上で、法廷意見は先例として Wilson 判決を引用している。⁽¹⁷⁾ 本件は、会社の文書を保管している者が、自分自身の自己負罪拒否特権を主張して、会社文書の提出を拒むことが許されるか

が争点となった事例である。合衆国最高裁は、会社が州の創造物であり州の業務検査権限に服することを根拠に、会社とその役員の自己負罪拒否特権を否定した。このように、州の業務検査権限が本判決の要諦をなしているのであって、Shapiro 判決の法廷意見が引用した箇所は、Wilson 判決の傍論部分に過ぎないのである。Shapiro 判決の法廷意見は、Wilson 判決を、「会社文書は、公的利益の観点から保管義務が課されるので、会社文書には合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権による保護が及ばない」と判断した判決と解釈したのである。この理論構成を前提にすると、規制事業に従事する個人にも「Wilson 判決法理」が等しく効力を有することになる。法廷意見がこのような論理操作を必要としたのも、第二次世界大戦勃発という緊急事態に強く影響されていたと見ることもできるだろう。⁽¹⁸⁾

ところで、行政手続にあっても、自己負罪拒否特権の適用を判断する際に決め手となるのは、情報の提出を義務づけられた結果、個人が刑事訴追の危険に晒されるか否かということである。これに対して Albertson 判決は、「高度に選別された犯罪行為の本来的な被疑者グループ」というように、個人が属しているグループの性格に焦点を当てる判断枠組を提示した。この判断枠組を用いても、結局当該個人の自己負罪の危険を判断することには変わりはないが、その危険を判断する際に、異議が申し立てられている法律の要件が、どのようなグループを対象としているのが決定要因の一つとなった。Albertson 判決は行政手続における自己負罪拒否特権の適用を判断するにあたり、類型的思考を打ち出したのであり、どのようなグループを「対象」としているかという意味で、立法目的にも焦点を当てている。この Albertson 判決により、広く一般公衆を対象とした行政目的規制と、犯罪行為の本来的な被疑者グループのみを対象とした刑罰法規の浸透した領域とで異なる取り扱いを行うことが示唆された。ただし、本判決の時点ではどのような場合に自己負罪拒否特権の適用が肯定される「刑罰法規の浸透領域」に該当するか、明確な基準は示されていない。この二分法を用いる場合にどのような思考経路を経るかについても、後述する三部作判決を待たなければならない。Albertson 判決は Shapiro 判決に言及して

いないが、Sullivan 判決を強調する中で、Shapiro 判決とは異なる類型を創出したことにより、重要な先例としての地位を獲得したのである。

三 Required Record Doctrine の具体化

1 Marchetti v. United States⁽¹⁹⁾

[事実の概要]

申請人 Marchetti は、①年間の賭博職業税遁脱の共謀と、②賭博職業税の故意による不納付及び賭博事業者の登録義務の故意による不履行で起訴され、有罪判決を受けていた。陪審の評決が下された後、申請人は登録と賭博職業税納付を法律で義務づけることは合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権違反であると主張して、判決抑止の申立て (arrest of judgment) を行ったが認められなかった。第二巡回区 Court of Appeals は、Kahriger 判決と Lewis 判決に依拠して原判断を確認した。

合衆国最高裁は、賭博税法の関連規定が合衆国憲法第五修正の下で合憲か否かを判断し、Kahriger 判決及び Lewis 判決が現在でも先例としての効力を有するかを特に検討するため、サーシオレイライを認容した⁽²⁰⁾。

[判旨・法廷意見]

・Harlan 裁判官執筆の法廷意見

賭博税の関連規定は、次のようになっている。

賭博事業者は、受領した賭金の10%を行為税(消費税)として納付しなければならず、加えて年間50ドルの賭博職業税が課される。この賭博職業税は、事業者の代理人として賭金を受領する者にも課されている。

賭博職業税の納付義務者は、毎年、連邦国税局の地方局長に対する登録義務を負う。登録義務者は所定書式に、住所と営業所在地を記し、また代理人及び従業員の氏名・住所の目録を載せなければならない。

登録義務者は、賭博職業税の納付済を証明する印紙を営業所のしかるべき場所に目立つように掲示しておかなければならず、そのような場所がな

い場合は携帯を義務づけられていた。さらに、納税義務にかかわる賭金の総額を記した帳簿の保管義務を負う。そして、会計帳簿の検査に応じなければならない。また、連邦国税局のそれぞれの地域の主要な事務所は、公衆の閲覧に供するため、賭博職業税を納付した者全員のリストを備え付け、訴追機関の要請があった場合は、このリストの写しを提供するよう指示されていた。最後に、賭博職業税の納付は、賭博活動の従事に対する連邦及び州法上の罰則からの免除を意味しない。

本件の争点は、合衆国が、国あるいは州が違法と定めた活動に対して、課税することが許されるかということではない。合衆国最高裁はこれまで、ある活動が違法であることが、その活動に対する課税を妨げるものでない旨を、繰り返し示唆してきた。本件の争点は、議会が採用した連邦賭博税法の方法が、本件の事情の下で、合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権による制限と調和が取れているかということである。この問題関心から、我々はまず最初に本件法律の規定の含意に分析を加える。

賭博及びそれに付随する活動は、連邦法上でも州法上でも広く禁止されている。州法や地方自治体の条例は、連邦法よりも包括的である。申請人が違法活動を行ったとされるコネティカット州では、賭博を処罰するためにさまざまな手段を用意している。したがって、申請人の賭博活動は、全ての面において州あるいは連邦の訴追の危険に自分を追い込むのである。コネティカット州及び合衆国全土で、賭博は刑罰法規が浸透している領域であり、賭博に従事する者は高度に選別された犯罪行為の被疑者グループに属する。

連邦賭博法によって得られた情報は、罰則を執行する州及び連邦の機関が容易に入手することができる。6107条によると、連邦国税局長は、訴追官が賭博職業税を納入した者のリストの提供を要求した場合、これに応じることになっている。6806条c項によると、賭博職業税納入者は、賭博職業税の納入済みを証明する印紙を営業所のしかるべき場所に目立つように掲示するか携帯しなければならない、財務省の役員の求めに応じて提示する義務を負う。連邦賭博税納入済証明印紙の所持あるいは職業賭博税の納

入という事実は、賭博犯罪に対する訴追において証拠として許容される。このような証拠は、検察当局にとって、後に有罪判決の獲得に決定的な影響を及ぼす他の証拠を得るための道を切り開くものである。連邦国税局は、法執行機関が賭博税納入者の氏名・住所を利用できるようにしており、賭博組織の跋扈を抑えるために、連邦国税局が全面的に合衆国司法長官と協力しているという事実もある。

このような事実を前提にすると、登録義務と賭博職業税の納入義務は、申請人に対して、単に想像上の取るに足らない (merely imaginary and unsubstantial) 自己負罪の危険ではなく、現実の差し迫った (real and appreciable) 自己負罪の危険を作り出す。申請人は、連邦及び州の賭博活動を禁止する包括的な制度と対峙しているのであり、訴追機関に利用されることが確実に予想され、自己の有罪を立証する証拠連鎖の重要な輪の一つとなることが確実な証拠を、刑事訴追にさらされることを覚悟の上で提供しているのである。Sullivan 判決で取り上げられた所得税の申告とは異なり、本件の義務は全ての面において申請人の負罪という直接的かつ明確な結果につながる。登録手続全体に合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権を適用することは、極端でも荒唐無稽でもない。本件訴追に対する防御として自己負罪拒否特権を主張することは、どの点から見ても正当であり、申請人の有罪を回避するのに十分なものである。

次に我々は、Required Record Doctrine すなわち本件と Shapiro 判決との関係に検討を加える。我々は、Shapiro 判決も、それが依拠した先例も本件には当てはまらないと考える。何故なら、本件の事実関係には、Shapiro 判決で示された Required Record Doctrine の適用の要となる三つの要素が欠けているからである。第一に、申請人 Marchetti は本件法律の条項により、日常記録している類の文書とは別の文書を記録・保管する義務を課せられている。彼は賭博活動に関する情報を要求されているのである。この情報は、彼が常日頃記録してきた記録と関連しない。この要件は、口頭による証言の要求と何ら変わるところがない。第二に、Shapiro 判決における文書は公的側面を備えていたが、Marchetti が要求された情報はこのよ

うな性格を有しない。ある個人が知っている情報を政府が入手したいと熱望しても、それだけでこの情報が公的性格を有することにはならない。もしそうであると考えるならば、合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権が適用される場合は皆無となる。政府の要求が法律の装いをまとっているだけで、この情報が公的性格を有することにはならない。法律の装いさえ備えていれば十分ということになると、議会は法律を制定して合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権を骨抜きにすることができてしまう。第三に、Shapiro 判決で争点となった義務は、その本質が科刑を目的としない行政上の規制領域における調査の中で課されたものだが、本件における義務は高度に選別された犯罪行為の被疑者グループを直接の対象としている。合衆国の主たる関心が税を徴収することにあるのであって、賭博者を処罰することではないことは明白である。しかし、情報を求めた本件の活動の性格と調査対象となっている集団の構成は、Shapiro 判決で問題となった情況と著しく異なっている。

我々は、合衆国が様々な財政及び行政上の規制機能を果たすために、時に適った適切な情報を必要とすることを十分認識している。しかし、このような情報を入手する手段として、合衆国憲法の要請と完全に一致する別の方法も取り得たはずである。

賭博税法制度が今述べたようなものである限り、申請人による自己負罪拒否特権の主張は正当であると結論づける。ただし、本件の賭博税の条項が憲法上許容されないことを意味するものではないことを強調しておく。本件条項に関して正当に自己負罪拒否特権を主張した者は、この要件に従わなかったことを理由に処罰されてはならないと判断しただけである。したがって、例えば納税者が自己負罪の相当高度な危険に直面しているのではないというような、本件とは異なる状況下であれば、賭博税法で定められた罰則からこの納税者を保護するという結論には至らないであろう。

2 Grosso v. United States⁽²¹⁾

[事実の概要]

申請人 Grosso は、①賭博行為税（消費税）の故意による不納付と、②賭博職業税の故意による不納付、及び③これらの共謀で有罪とされた（the United States District Court for the Western District of Pennsylvania）。第三巡回区 Court of Appeals は原判断を確認した。本件では、賭博行為税（消費税）の納付が、申請人に自己負罪拒否特権を法律上義務づけることになるかどうか争点となった。合衆国最高裁がサーシオレイライを認容した。

[判旨・法廷意見]

・Harlan 裁判官執筆の法廷意見

まず最初に、賭博行為税（消費税）の納入は、申請人に自己負罪を法律上義務づけるものであるという主張から検討する。我々が Marchetti 判決で要約したように、連邦法及び各州法は、賭博に対して様々な罰則を科してきた。申請人が賭博の賭金を受領したとされているペンシルヴェイニア州でも、賭博及びそれに付随する活動を処罰する包括的な法制度が用意されている。この州法上の罰則は、Marchetti 判決で検討した連邦法と相俟って、申請人を刑罰法規の浸透した領域に完全に置いている。そこにおいて申請人は、犯罪行為の本来的な被疑者とされている。したがって本件の争点は、賭博行為税（消費税）を納付することが申請人の負罪を導く情報を提供することになるのか、そしてそうであった場合、申請人は別の理由により合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権を主張する道が閉ざされるのか、ということである。

法律の仕組みは Marchetti 判決で論じたが、賭博行為税（消費税）の納入による自己負罪の危険を十分に測定するためには、二つの視点が付け加えられなければならない。第一点目は、賭博行為税（消費税）の納税義務者は、毎月連邦国税局の所定の書式を提出する義務を負っていることである。この書式は、賭博事業に従事している者だけを対象としている。この

書式の提出及び書式中の質問事項に対する返答は、申請人の賭博活動の事実を最も直接的な形で証明する。賭博行為税（消費税）の不納付及び書式の不提出は、法律上別罪を構成する。しかし、賭博行為税（消費税）の納付によって発生しうる自己負罪の危険を測定するという我々の目的からすると、この二つの義務は一体のものとして取り扱わなければならない。例えば、この書式を提出して初めて賭博行為税（消費税）の納付は完了することになっている。また、書式の提出と賭博行為税（消費税）の納付が同時に行われなければ、税金の納付を受け付けない実務慣行になっている。したがって我々は、以下のように結論づけることになる。すなわち、Albertson 判決におけるように、賭博行為税（消費税）の故意による不納付に対する刑事訴追が合衆国憲法上適法と言えるかを判断するためには、必ずその判断の前に、この法律の要件全てを文字通り完全に従った結果発生する自己負罪の危険を評価しなければならないのである。第二点目は、賭博職業税とは異なり、賭博行為税（消費税）を納付した者のリストを連邦法及び州の検察官に提出するように定めた法律の規定はないが、合衆国議会が賭博行為税（消費税）の納付の結果として得られた情報の利用を禁止する明文規定を置いていないことである。また、連邦国税局が、訴追機関にこの情報の提供を引き受けていた事実も明らかとなっている。したがって我々は、賭博行為税（消費税）の納入義務者が、この税の納入や書式の提出から得られる情報が最終的に州及び連邦の検察官に提出されると予想することは、相当であると結論づけることになる。

このような事情を前提とすると、賭博行為税（消費税）の納付義務と所定書式の提出義務から発生する自己負罪の危険が、想像上の取るに足りないものと言うことはできない。申請人は、刑事訴追にさらされることを覚悟した上で、自己負罪を容易に導き、検察官の手に渡ることが確実に予想される情報を提供するよう法的に義務づけられている。このような自己負罪の危険は、当然のことながら現実の差し迫ったものである。加えて、Sullivan 判決で争点となった所得税申告とは異なり、申請人による賭博行為税（消費税）の納付及び所定書式中の質問事項に対する返答は、直接か

つ不回避的に申請人の負罪を導く。したがって、この賭博行為税（消費税）納付手続全体に対する申請人の自己負罪拒否特権の主張は、極端でも荒唐無稽でもない。

次に我々は、申請人が別の理由すなわち Required Record Doctrine により合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権を主張する道が閉ざされるか否かを検討するが、Marchetti 判決と同じ理由から本件の事実関係に Required Record Doctrine は適用されないと結論づける。

原判断を破棄する。

3 Haynes v. United States⁽²²⁾

[事実の概要]

申請人 Haynes は、軽火器取締法（National Firearms Act）5851条に違反して、未登録の軽火器をその事実を認識して所持したとの訴因で起訴された。この法律上、軽火器は財務長官あるいはその授権者に登録することが義務づけられていた。申請人は、5851条が合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権に違反すると主張して、公判前にこの訴因の無効を申し立てたが退けられた。その結果申請人は有罪の答弁を行った。第五巡回区 Court of Appeals はこの有罪の判断を確認した。合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権に照らして、申請人の有罪が憲法に適合しているかを判断するため、合衆国最高裁がサーシオレイライを認容した。

[判旨・法廷意見]

・Harlan 裁判官執筆の法廷意見

軽火器取締法の種々の要件が適用されるのは、①銃身の長さ18インチ未満のショットガン、②銃身の長さ16インチ未満のライフル、③ライフルやショットガンをもとに作成された全体の長さ26インチ未満の武器、④マシンガン等の自動軽火器、⑤マフラー及びサイレンサー、⑥その他ピストル及び回転式小銃以外の身体に隠すことができる大きさの軽火器、に限定されている。このような限定から、本法が、主として違法活動に従事してい

る者が使用した武器のみを課税する意図であることは明白である。これら軽火器の輸入業者、製造業者、販売業者は、毎年特別職業税を納付する義務を負っており、財務長官あるいはその授権者に登録する義務を負っている。その他にも、種々様々の義務が法律上課されている。本法の要件に従わない場合は、罰金か収監刑が科されることになっている。加えて5851条は、いかなる時でも、本法に違反して輸送・製造された軽火器の所持又は5841条の登録をしていない軽火器の所持を違法としている。また、5851条は、同条に基づく訴追において、所持の事実それ自体で有罪となると定められている。

最初に強調すべきこととして、本件の争点は、合衆国議会が軽火器の製造・譲渡・所持を規制する権限を合衆国憲法上有しているか否かではない。また、合衆国議会が違法な活動に課税することができるか否かも本件の争点ではない。我々が解決しなければならないのは、これよりも限定された論点である。すなわち、申請人が自己負罪拒否特権を主張している場合に5851条を執行することが合衆国憲法上許されるのか、という論点である。問いは二つに分かれる。第一に、5841条の登録義務を経ていない軽火器の所持を禁ずる5851条の違反と、軽火器所持の未登録を禁ずる5841条の違反とで、犯罪構成要素の重要部分に違いがあるのかという問いが発生する。第二に、5851条と5841条の重要部分に違いがない場合、5841条の登録義務の履行は、申請人に自己負罪を導く情報の提出を法的に義務づけることにならないかという問いが発生する。5851条の有罪と5841条の有罪を基本的に区別することができない場合、そして5841条の訴追が、申請人が自己を負罪に導かなかつたことを理由に申請人を処罰するものである場合、適切な自己負罪拒否特権の主張はこの訴追に対する完全な防禦となる。

第一の問いについて検討する。まず、所持の処罰(5851条)と登録懈怠の処罰(5841条)を区別することには全く説得力がない。何故なら、5851条も5841条もともに、基本的な犯罪成立要件として「軽火器の所持」と「登録の懈怠」を要求しているからである。また、5841条の訴追においては自己負罪拒否特権の主張は許されるが、5851条の訴追では許されないと

する見解も同様に説得力を欠く。何故なら、Marchetti 判決で論じたように、違法行為の実行により合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権は放棄される旨の条件が法律上示されていても、それだけでは被告人の自己負罪拒否特権を剥奪する根拠として十分ではないからである。我々は、5851条の登録条項での有罪と5841条の登録懈怠での有罪を区別することは適切でないと判断する。

第二の問いの検討に移る。ここでは、まず登録要件の規定の仕方に注意を払うことが求められる。登録義務は、軽火器の所持のみを条件としている。そして、必ずしも全ての軽火器所持者に登録義務が課されているわけではない。例えば、軽火器の製作者や譲渡あるいは輸入で軽火器を入手した者は、譲渡・製作・輸入に関する規定を遵守していれば登録義務を負わない。これらの規定が遵守されていない場合、あるいは軽火器の所持者が作成したのではない場合、さらに譲渡あるいは輸入で入手したのではない場合、軽火器の所持者は財務長官に自分の氏名、住所、通常の保管場所、自分の営業場所あるいは勤務先住所を通知しなければならない。また、自分の誕生日、社会保険番号、重罪での有罪歴の有無を通知する義務を負う。最後に、所持している軽火器の特徴を全て通知する義務を負う。

したがって、この登録要件は軽火器取締法の他の要件を充足せずに軽火器を所持するに至った者を主たる対象にしており、これらの者は5851条と5861条（本法の要件を遵守しない場合に罰金と収監刑を科す旨定めた規定）による訴追の差し迫った危険に晒されているのである。彼らが犯罪行為の本来的な被疑者であることは疑うべくもない。確かに合衆国政府が主張するように、この登録が例外なく本法の要件違反を意味するものではない。軽火器所持者が本法の他の規定に違反することなく登録義務を負うという状況も存在する。ただし、合衆国政府側も通常は起こりえないことを認めている。登録義務と他の要件違反との相関関係は非常に高いとしか言いようがなく、これから登録する者が、登録すれば自分が訴追に晒される可能性が相当増加すると予想するのは当然である。加えて同人が、この登録により立証される軽火器の所持が5851条の製作及び譲渡規定に基づく訴追を

促進すると懸念することも理に適っている。これらの事情を前提とすると、未登録者が直面する訴追の危険が、法の通常の過程から著しく離れた可能性であると言うことはとてもできない。彼らは刑事訴追を覚悟して、財務長官に軽火器所持の公式の承認と逮捕及び有罪認定を促進する補充的な情報を提出するよう法的に義務づけられている。この登録要件により発生する自己負罪の危険は、現実かつ差し迫ったものと言うより他にない。

合衆国最高裁は、合衆国議会の課税権限に敬意を払うものであるが、この課税権限には合衆国憲法による制限が課されている点も等しく注意しなければならない。我々は、財務省が適切かつ時宜に適った情報を必要とすることを十分認識しているが、このような情報を入手する手段として、合衆国憲法の要請と完全に一致する別の方法も取り得るはずである。したがって、本件判断は、合衆国議会による軽火器に対する効果的な規制ないし課税を妨げるものではない。

しかしながら、本件法律の条項は、合衆国最高裁が、合衆国憲法第五修正の適用を退けることになるような事情を伴っていない。すなわち、一般的に適用される行政上の規制プログラムに関連して得られた情報を合衆国政府が使用するという Sullivan 判決や Shapiro 判決の事情とは異なるのである。5841条の質問事項は、Albertson 判決同様、高度に選別された犯罪行為の本来的な被疑者グループに向けられている。また、その本質が科刑を目的としない行政上の規制領域における調査ではなく、刑罰法規の浸透した領域を対象としている。また、本件では、公的性格を備えるに至ったと評価できる記録も文書も存在しない。

4 検討

(一) 三部作判決は Albertson 判決を受け継いで、行政手続における自己負罪拒否特権の適用を判断するための枠組を⁽²³⁾発展させた。まず最初に、理論の変遷過程を整理する。

情報を必要とする州（国家）と個人に保障された憲法上の基本権との間の緊張関係を解決する試みの中で、⁽²⁴⁾合衆国最高裁は法律の申告要件の合憲

性を判断するための基準を作り上げてきた。この判断基準の大部分は、合衆国最高裁全員一致の判断である Albertson 判決に依拠している⁽²⁵⁾。

本件で合衆国最高裁は、所得税の自己申告要件を合憲と判断した Sullivan 判決との相違点を次のように示した。すなわち、「Sullivan 判決において、納税申告書の質問事項は中立的であり、かつ、一般公衆に向けられたものである。これに対して、本件における質問事項は、高度に選別された犯罪行為の本来的なグループに向けられている。申請人の異議申立ては、その本質が科刑を目的としない行政上の規制領域における調査に対してなされているのではなく、刑罰法規が浸透している領域における調査に対してなされたのである。そこでは、登録書式のいずれの質問事項に対する返答も、申請人を犯罪の重要要素の自認へと追い込むのである。」

その後合衆国最高裁は1968年の同日に下された三件の事例（Marchetti 判決、Grosso 判決、Haynes 判決）において、Albertson 判決の理論構成をさらに発展させた。三件とも税法上の登録要件と自己申告要件に関する判断であり、合衆国最高裁はいずれの事例においても申請人の主張を認め、当該法律の要件が合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権に違反すると判断した。この三件の判断において、Albertson 判決の判断枠組の他に、「自己負罪の危険が単なる想像上の取るに足らないものではなく、現実の差し迫ったものであること」という要件が付け加えられた。

Albertson 判決及び三部作判決の法理を整理すると、法律上の自己申告要件が合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権に違反すると結論づけるためには、次に示す三つの基準を充足する必要があることが明らかとなった。すなわち、①この要件が、その本質が科刑を目的としない行政上の規制領域の調査ではなく、刑罰法規が浸透した領域の活動に適用されること、②この要件が、中立的かつ一般公衆に向けられたものではなく、高度に選別された犯罪行為の本来的な被疑者グループに向けられたものであること、③この要件の遵守は、自己負罪の相当高度な危険を課すものであること、という具合に公式化することができる。

Marchitti 判決と Grosso 判決では、賭博は連邦法上も州法上も広く禁止

されていた行為なので、報告要件が、「賭博に従事している」という高度に選別された犯罪行為の本来的な被疑者グループに向けられていることは明白である。Haynes 判決における登録義務も、違法な活動に従事している者が用いた武器に限定されているので、「法律で禁止された軽火器を売買した個人」という高度に選別された犯罪行為の本来的な被疑者グループに向けられているのである。三件とも、申請人の自己負罪の危険性が相当高度であった点に疑いはないと言える。

Shapiro 判決との違いに関しては、次に示す三項目を掲げて基準を設定している。すなわち、①異議が申し立てられている要件に関して、行政上の規制に服する者が日常的に記録・保管してきたものと同じ種類の文書の記録・保管を義務づけているのではなく、口頭による証言を義務づけることとほとんど変わらないこと、②Shapiro 判決で争点となった文書が公的性格を有していたのに対し、本件ではそのような性格を有しないこと、③Shapiro 判決で争点となった義務は、その本質が科刑を目的としない行政上の規制領域における調査において課されるものであったのに対して、本件では高度に選別された犯罪行為の本来的な被疑者グループに向けられていること (Albertson 判決のテスト) を示して、Required Record Doctrine の適用を退けた。そして、この条件づけにより、Shapiro 判決では漠然としていた Required Record Doctrine の適用基準が具体化されたのである。すなわち、①記録・保管・提出が義務づけられた文書は、行政上の規制に服する者が日常的に記録してきたものであり、②このような文書が公的性格を備えるに至っており、③調査の目的の本質が、科刑を目的としない行政上の規制である場合、Required Record Doctrine が適用されるのである。本件と Shapiro 判決との違いを強調する中で、実は Shapiro 判決の法理が具体化されたのである。

(二) 以上のように整理できた理論の発展が、当該具体的な事案の中ではどのような意味を有していたのかを検討するが、議論が煩雑になるのを避けるため、賭博税法の文脈に即して整理する。

賭博は事実上全ての州で犯罪とされているので、賭博者が賭博行為税(消費税)を支払う際に渡すことになる情報は、自分が州法に違反したか若しくは違反する意図がある旨の自認と変わるところがないのである。賭博活動従事者は、登録義務の遵守や、記録・保管・閲覧が義務づけられている文書を提出することなしに賭博行為税を納付することはできない。したがって、法律の要件や義務に従うことは、自己を負罪に導く情報の開披を意味するのである。また、この賭博税に関する記録を訴追機関が利用することも許されるため、この規定は、税の納付を確保するという合衆国の利益をはるかに超える結果をもたらしている。税を徴収するという行政法上の規制目的が妥当なものだとしても、この規定が実際に果たしている機能は、賭博活動従事者に、自己の違法活動の開披を法的に義務づけることになってしまっているのである。⁽²⁶⁾ 賭博税に関するこの議論は、軽火器取締法の課税要件や登録義務にも等しくあてはまる。

ここで注意しなければならないのは、合衆国最高裁が行政目的や法律の目的は妥当であると強調している点である。つまり、三部作判決は、あくまでも当該事例で採られた方法が合衆国憲法第五修正に違反すると判断したに過ぎないのである。すなわち、当該方法を用いると、「刑罰法規が浸透した領域」や「高度に選抜された本来的な被疑者グループ」を対象にすることになるので、妥当な行政目的や法律の目的から逸脱した結果が発生していると論じているのである。そのため、行政目的や法律の目的と首尾一貫した方法を用意することが求められる。情報を必要とする行政機関の行き過ぎに歯止めをかける理論構成として、合衆国憲法の視点から見た「目的と手段の一貫性」という枠組みが用いられているのである。

四 バランシング・アプローチの台頭

1 California v. Byers⁽²⁸⁾

[事実の概要]

本件は自動車事故にかかわった者に「停止・報告」義務を課す California

州法の“hit and run”条項の合憲性が争われた事例である。カリフォルニア州道路交通法 (the California Vehicle Code) 20002条 a 項に規定されている「ひき逃げ (hit and run)」条項によると、財産上の損害が発生した事故にかかわった車両運転者は、現場に停止し、損害を受けた財産 (車両) の所有者ないし管理者に自分の身元を告げ、そうでない場合は損害を受けた財産 (車両) に、自分の身元と事故状況を記した文書を置き、遅滞なく現場を管轄する警察に報告しなければならない。本条項の不遵守には六月以下の収監刑又は五〇〇ドル以下の罰金若しくはその併科が科されることになっていた。Byers は安全走行距離を保たずに他の車両を追い越し (第一訴因)、事故が発生したにもかかわらず自分の身元を相手に告げなかった (第二訴因) として起訴された。Byers が、第二訴因にある報告義務が自己負罪拒否特権を侵害するとして異議を申立てた。California 州最高裁は、運転者が本条項に従うと自己負罪を招来すると思料するのが合理的である場合、本条項は合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権に違反すると判示した。

[判旨・法廷意見]

・Burger 首席裁判官の複数意見

情報の開披という国の要求と自己負罪拒否特権による保護との間の緊張関係は、社会の側から見た情報の必要性和、個人が求める憲法上の保護を衡量することで解決が図られる。

組織化された社会では、その構成員に多くの報告義務・提出義務を課している (その典型例として、所得税の申告を挙げることができるが、このような例は枚挙に暇がない)。

このような状況下では、法により提出を義務づけられた情報に基づいて、提出者が訴追の危険にさらされることは生じ得るし、それはしばしば現実のものとなっている。報告の結果明らかになった情報は、訴追及び有罪を導く証拠連鎖の輪の一つ (“a link in a chain of evidence leading to prosecution and conviction”) になり得るのである。

しかしながら、自己負罪拒否特権を主張するためには、単に負罪の危険性があるだけでは不十分であり、情報の開披を法的に義務づけられることによって、「相当重大な自己負罪の危険 (substantial hazard of self-incrimination)」に直面することを証明しなければならない。

先例である Albertson 判決, Marchetti 判決, Grosso 判決, Haynes 判決における各々の申請人は、情報の開披を義務づける法律の要件に従うと、「相当重大な自己負罪の危険」に直面してしまうのである。これらの事例における情報開披の義務づけは、「高度に選別された犯罪行為の本来的な被疑者グループ」にのみ向けられたものであり、かつ、本質的に科刑を目的としない行政上の規制領域における調査ではなく、「刑罰法規が浸透している領域における調査」に対してのみ自己負罪拒否特権が適用されたのである。

これに対して、停止・報告義務は、所得税法同様全ての人を対象としており、本件では California 州で自動車を運転する人全てが対象となっている。したがって、対象となる人々を「高度に選別されている」グループあるいは「犯罪行為の本来的な被疑者」グループと見るのは困難である。

本来的に非合法的な活動に従事している旨報告することは、それ自体危険を内包している。Albertson 判決及びこれに連なる一連の判断は、この自明の理を示した判断である。しかし、自動車事故に関する報告は、Marchetti, Grosso, Haynes が直面したような相当重大な自己負罪の危険を引き起こすものではない。本件法律は科刑を目的としておらず (noncriminal)、自己申告制はこの法律の目的を達成する上で不可欠なのである。

本件で争点となっている条項は、①自動車事故にかかわった運転手は現場にとどまり、②氏名・住所を告知すること、を義務づけている。停止行為は証言ではない (United States v. Wade, Schmerber v. California と本件を比較)。氏名・住所の開披は、本質的に中立な行為である。これらの開披が付随的な結果を引き起こそうとも、本件法律の目的は州の警察官に自動車の利用を規制する権限を付与することにある。

所得税申告を回避する憲法上の権利が存在しないのと同様、予想される

法的なかかわりを避けるために事故現場から立ち去る憲法上の権利も存在しないのである。したがって、California 州最高裁の判断を破棄・差戻す。

・Harlan 裁判官の結論賛成意見

個人の視点から見て、自己負罪の危険が現実中存在し想像上のものではないとしても、本件のような刑事訴追と基本的に関係しない目的で情報を収集する行政上の規制制度にまで自己負罪拒否特権による保護を拡大することはできない。情報を入手する州の目的は科刑を目的としていない。州は自動車事故の損害賠償責任を確保するために情報を収集しており、自己申告制度はこのための情報入手手段として必要不可欠である。また、州は依然として主張・立証・挙証の義務を負うのである (accusatorial burden)。したがって、本件法律を執行する条件として使用制限を課すことは、合衆国憲法第五修正の目的に反する。

2 検討

(一) はじめに

いわゆる「ひき逃げ防止法 (hit and run statute)」の停止・報告義務 (stop and report requirement) が自己負罪拒否特権に違反しないかにつき、既に州裁判所レベルでは判断が積み重ねられていたが、合衆国最高裁はこの Byers 判決において初めて、停止・報告義務が合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権に違反しないかについて判断を下した。⁽²⁹⁾ 本件は、この問題についての合衆国最高裁による初めての判断という点に意義があるが、行政手続における自己負罪拒否特権の適用を判断するにあたり、対立する利益の調整というbalancing・アプローチを前面に押し出した点が重要である。これまで検討してきた先例においても、情報を必要とする政府の利益と、法律で課される自己負罪を回避するという個人の利益をどのように調和させるかは問題となっていたが、理由づけの重要要素とはなっていなかった。本件では法廷意見が形成されなかったにもかかわらず、理由づけの核をなすbalancing・アプローチが Bouknight 判決において

維持されたため、今後、行政手続における自己負罪拒否特権の適用を判断する際には、balancing・アプローチを基本とした上で判断が組み立てられることが予想される。

以下では、本件と先例との関係を確認した後、balancing・アプローチの意義に検討を加える。

(二) 先例との関係

複数意見は、前章で整理した Albertson 判決と三部作判決の判断枠組を用いて、Byers の自己負罪拒否特権の主張を退けている。すなわち、本件の「停止・報告」義務に服する者は一般公衆なので高度に選別されたとは言えず、犯罪行為の本来的な被疑者グループではないとした。したがって、Marchetti, Grosso, Haynes とは異なり、氏名と住所の開披は自己負罪の相当重大な危険を引き起こすものではないとした。本件法律が科刑を目的としておらず、財産上の責任を促進することを目的としているためである。また、この目的の達成のためには、自己申告制度が不可欠であると論じた。

これに対しては、自己負罪拒否特権の主張は個人の問題なので、その主張の妥当性は、その個人が置かれた状況における自己負罪の危険で判断されるべきであるとの批判が加えられることになる。しかしながら、複数意見が維持した類型的判断は、Byers 個人の自己負罪の危険を判断するために用いられたものである。すなわち、その人個人が置かれた個別具体的な状況における自己負罪の危険を判断する際には、当該法律の目的やどのような人を対象としているのかという点が、自己負罪の危険の指針となると言っているにすぎないのである。したがって、複数意見のこの部分に対する批判は当たらない。

(三) balancing・アプローチの意義⁽³⁰⁾

刑事の領域であれ行政の領域であれ、効果的な法運用を実現するためには、多量の情報を必要とする。⁽³¹⁾ 自己負罪拒否特権の適用が問題となる事例のうち、効果的な法運用の必要性が特に強調されるのは、組織の文書が問

題となる事例である。この場合 Collective Entity Rule が適用されるため自己負罪拒否特権の適用は否定される。組織の文書を吟味分析する途が閉ざされてしまうと、効果的な法執行に相当重大な影響が及ぶことになってしまうというのが理由の一つであった。このように、情報を必要とする国の要求と自己負罪拒否特権は常に緊張関係にある。

多くの人々の安全・健康・生活を直接規律する行政は、捜査・訴追以上に広範な情報を必要とする。しかし、政府の規制が大幅に肯定される領域があるとしても、行政の側に無限定の裁量を与えることはできない。公共の福祉という理由だけで憲法上の利益が退けられることは認められない。ここに、個別具体的な事実関係を吟味した上で対立する利益を調整するbalancing・アプローチの存在意義がある。そして、裁量の濫用を防ぐ方策は常に検討されていなければならない。本件では道路の安全という社会全体がかかわる利益が優越することを根拠に自動車事故の報告義務が課されている。ここで注意しなければならないのは、自動車事故の報告義務を運転者に課す以外には、損害を受けた財産（車両）の所有者の損害賠償を効果的にし、被害者の生命の危険を避けるのに実効的な方法が他に見当たらないという点である。⁽³²⁾balancing・アプローチを用いる場合には、対立する両利益のどちらも重要な利益であることを大前提にして、個別具体的な事例を解決する上で、自己負罪拒否特権による保護を制限せざるを得ないという状況が必要である。

[注]

- (1) Baltimore City Department of Social Services v. Bouknight, 493 U. S. 549 (1990).
- (2) Required Record Doctrine を文字通り訳すならば、義務的文書の法理となる。
- (3) LEADING CASES, 104 *Harv. L. Rev.* 129, 179 (1990).
- (4) California v. Byers, 402 U. S. 424 (1971).
- (5) 行政手続における自己負罪拒否特権の適用を論じた文献として、金子宏「行政事件と自己負罪拒否特権——租税手続を中心とするアメリカの

判例法理の検討——」国家学会百年記念『国家と市民第一巻』（1987年）
 [同『所得概念の研究』（1995年）306頁所収]，河野通弘「黙秘権と行政手続——アメリカ合衆国連邦最高裁判決の検討を中心に——」法と政治41巻1号（1990年）97頁，酒巻匡「憲法三八条一項と行政上の供述義務」（『松尾浩也先生古希祝賀論文集下巻』有斐閣，1998年）75頁。

- (6) 曾和俊文，「行政調査とプライバシー保護——捜査との接点にあたる問題を中心として——」現代刑事法5巻5号57頁（2003）
- (7) 本稿は主として合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権に焦点を当てているが，合衆国憲法第四修正の不合理な搜索・押収を受けない権利にも言及している。
- (8) 文書提出命令と自己負罪拒否特権の関係については，酒巻匡「アメリカにおける自己負罪拒否特権の一断面——文書提出命令との関係について——」（廣瀬健二・多田辰也編『田宮裕博士追悼論集下巻』，信山社，2003年）447頁，安井哲章「自己負罪拒否特権と文書提出命令（一）——（四・完）法学新報111巻1・2号299頁，同111巻3・4号331頁，同111巻5・6号315頁，同111巻11・12号231頁（2004年—2005年），同「文書と自己負罪拒否特権——Collective Entity 法理の形成過程——」大学院研究年報第33号法学研究科篇（2003）317頁（2004年）参照。また，自己負罪拒否特権の形成過程に関しては，安倍治夫「英米における自己負罪拒否特権の形成」法律のひろば10巻6号33頁（1957年），多田辰也「捜査の構造再考序説——黙秘権の歴史的考察を手掛りとして」立教大学大学院法学研究3号1頁（1982年），澤登文治「自己負罪拒否特権の歴史的展開(1)（2・完）——合衆国憲法修正5条の意義」法政理論24巻2号153頁，25巻1号124頁（1991，1992年），小川佳樹「自己負罪拒否特権の形成過程」早稲田法学77巻1号121頁（2001年），伊藤博路「自己負罪拒否特権の確立期についての一考察——イギリス法を中心に」帝塚山法学5号135頁（2001年）同「植民地期アメリカにおける自己負罪拒否特権に関する一考察」帝塚山法学6号203頁（2002年），同「合衆国憲法修正5条の自己負罪拒否特権の沿革に関する一考察——独立後から合衆国憲法修正5条成立直後の時期までを中心にして」明治学院論叢705号205頁（2003年）がある。
- (9) Fisher v. United States, 425 U. S. 391 (1976). 本件評釈として，鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第一巻』53頁（神坂尚），成文堂，1982年。United States v. Doe, 465 U. S. 605 (1984). 本件評釈として，渥美東洋編『米国刑事判例の動向 I』197頁（田村泰俊），中央大学出版部，

1989年。

- (10) *Braswell v. United States*, 487 U. S. 99 (1988). 判例上 Collective Entity とされてきたのは、会社 (*Hale v. Henkel*, 201 U. S. 43 (1906); *Wilson v. United States*, 221 U. S. 361 (1911)) の他、労働組合 (*United States v. White*, 322 U. S. 694 (1944))、パートナーシップ (*Bellis v. United States*, 417 U. S. 85 (1974)) である。
- (11) Stephen A. Saltzburg, “The Required Record Doctrine: Its Lessons for Privilege Against Self-Incrimination”, 53 *U. Chi. L. Rev.* 6, 10 (1986). その他に Required Record Doctrine に関する文献として、Notes “QUASI PUBLIC RECORDS AND SELF-INCRIMINATION”, 47 *Colum. L. Rev.* 838 (1947), Bernard D. Meltzer, “REQUIRED RECORDS, THE McCARRANT ACT, AND THE PRIVILEGE AGAINST SELF-INCRIMINATION”, 18 *U. Chi. L. Rev.* 687 (1951), Notes, “REQUIRED INFORMATION AND THE PRIVILEGE AGAINST SELF-INCRIMINATION”, 65 *Colum. L. Rev.* 681 (1965), を参照した。
- (12) *United States v. Sullivan*, 274 U. S. 259 (1927).
- (13) *Shapiro v. United States*, 335 U. S. 1 (1948).
- (14) Section 202 (g) of the Emergency Price Control Act, 「何人も、自己負罪拒否特権を根拠に本条に定める義務に従うことを拒むことはできない。ただし、自己負罪拒否特権を特に主張する者に対しては、1983年の証言強制法の免責規定が適用される。」。The Compulsory Testimony Act of 1983, 「何人も、州際通商委員会における証言、又は同委員会の文書提出命令に従って提出した文書に関する取引ないし事項を根拠に訴追され、制裁を科され、没収を受けることはない」。
- (15) *Albertson v. Subversive Active Control Board*, 382 U. S. 70 (1965).
- (16) *Marchetti v. United States*, 390 U. S. 39 (1968), *Grosso v. United States*, 390 U. S. 62 (1968), *Haynes v. United States*, 390 U. S. 85 (1968).
- (17) *Wilson v. United States*, 221 U. S. 361 (1911).
- (18) Shapiro 判決が戦時という国家の緊急事態という状況に強く影響された点を指摘する文献として、Samuel A. Alito, Jr., “DOCUMENTS AND THE PRIVILEGE AGAINST SELF-INCRIMINATION”, 48 *U. Pitt. L. Rev.* 27, 73 n204 (1986), JOHN H. MANSFIELD, “THE ALBERTSON CASE: CONFLICT BETWEEN THE PRIVILEGE AGAINST SELF-INCRIMINATION AND THE GOVERNMENT’S NEED FOR INFORMATION”, 1966 *Sup. Ct. Rev.* 103, 132 (1966). Mansfield 教授は、Shapiro 判決の理由づ

けは自己負罪拒否特権を否定するとしている。同様の主張として, Robert B. McKay, “SELF-INCRIMINATION AND THE NEW PRIVACY”, 1967 *Sup. Ct. Rev.* 193, 216 (1967).

- (19) *Marchetti v. United States*, 390 U. S. 39 (1968).
- (20) 本件で *Kahriger* 判決と *Lewis* 判決は変更された。両判決とも *Sullivan* 判決に依拠して, 賭博税に関する手続には自己負罪拒否特権が適用されないと判示した事例である。
- (21) *Grosso v. United States*, 390 U. S. 62 (1968).
- (22) *Haynes v. United States*, 390 U. S. 85 (1968).
- (23) 三部作判決に関する文献として, John T. Powell and David Anthony Jones, “SELF-INCRIMINATION AND FAIR PLAY—MARCHETTI, GROSSO AND HAYNES EXAMINED”, 18 *Am. U. L. Rev.* 114 (1968), Jack R. Pigman, NOTES, “MARCHETTI, FEDERAL REGISTRATION AND THE FIFTH AMENDMENT”, 29 *Ohio St. L. J.* 771 (1968), Theodore M. Frois, CASE NOTES, “CONSTITUTIONAL LAW—WAGERING TAX STATUTES AND THE FIFTH AMENDMENT”, 14 *Loyola L. Rev.* 386 (1967-68), Note, “The Marchetti Approach to Self-Incrimination in Cases Involving Tax/Registration Statutes”, 56 *Minn. L. Rev.* 229 (1971) の他, Theodore G. Johnsen, NOTES, “A RE-EXAMINATION OF THE FIFTH AMENDMENT AS APPLIED TO FEDERAL REGISTRATION OF GAMBLERS: UNITED STATES v. COSTELLO”, 14 *Calif. L. Rev.* 947 (1967).
- (24) *California v. Byers*, 402 U. S. 424 (1971). この判決については第四章で検討する。
- (25) Dary J. Lapp, COMMENT, “Mandatory Self-Reporting Under Section 922 (e) of the Gun Control Act of 1968: Its Infringement on the Fifth Amendment Privilege Against Self-Incrimination”, 81 *Nw. U. L. Rev.* 263, 271-280 (1987). この論文は, Gun Control Act (銃器取締法) の自己申告と自己負罪拒否特権との関係が争点となった Court of Appeals の判断三件 (*United States v. Alkhafaji*, 754 F. 2d 641 (6th Cir. 1985); *United States v. Flores*, 753 F. 2d 1499 (9th Cir. 1985); *United States v. Wilson*, 721 F. 2d 967 (4th Cir. 1983)) に関する論文である。行政手続における報告義務と自己負罪拒否特権の適用に関する先例, 中でも三部作判決の位置づけに関して本論文が大変参考になった。
- (26) Note, Self-Incrimination and the Federal Excise Tax on Wagering, 76 *Yale L. J.* 839, 840 (1967).

- (27) *Id.*, at 846-847.
- (28) *California v. Byers*, 402 U. S. 424 (1971).
- (29) *Byers* 判決に関する文献として、BERNARD D. MELZER, “PRIVILEGE AGAINST SELF-INCRIMINATION AND THE HIT-AND-RUN OPTIONS”, 1971 *Sup. Ct. Rev.* 1 (1971), Barry Bassis, RECENT CASES, “CONSTITUTIONAL LAW—A Driver Involved in an Accident Resulting in Property Damage Can Be Required by Statute to Stop and Identify Himself to the Other Driver”, 21 *Buffalo L. Rev.* 509 (1972) の他、原審判断に関する文献として、COMMENTS, “Hit-and-Run Statutes Required Information and the Fifth Amendment”, 1970 *Wash. U. L. Q.* 79 (1970) を参照した。また、本件解説として、生田典久「ひき逃げ防止法規の合憲性に関する米最高裁判例——*California v. Byers*, 91 S. Ct. 1535 (1971) ジュリスト490号 (1971年) 105頁を参照。
- (30) バランシング・アプローチの意義、形成過程、問題について論じる文献として、T. Alexander Aleinkoff, “Constitutional Law in the Age of Balancing”, 96 *Yale L. J.* 943 (1987), Nadine Strossen, “THE FOURTH AMENDMENT IN THE BALANCE: ACCURATELY SETTING THE SCALES THROUGH THE LEAST INTRUSIVE ALTERNATIVE ANALYSIS”, 63 *N. Y. U. L. Rev.* 1173 (1988), David L. Faigman, “MADISONIAN BALANCING: A THEORY OF CONSTITUTIONAL ADJUDICATION”, 88 *Nw. U. L. Rev.* 641 (1994), を参照した。特に Faigman 教授は、政府が目的と手段の結びつきを立証すべきことを強調される (the government must show (1) the legitimacy and strength of its interest; and (2) the factual nexus between government's interest and the action taken to achieve that interest.)。
- (31) William J. Stuntz, “PRIVACY PROBLEM AND THE LAW OF CRIMINAL PROCEDURE”, 93 *Mich. L. Rev.* 1016, 1029 (1995).
- (32) 渥美東洋「自動車検問に憲法上の限定を付した合衆国最高裁のプロウズ事件の判断について」判タ383号24頁, 29頁。